十一　関税率表第七三・一五項（第七三一五・一一号、第七三一五・一二号及び第七三一五・一九号を除く。）に該当するもの

十二～十五　（略）

十六　関税率表第七三二六・一一号及び第七三二六・一九号に該当するもの

第百二十条　輸出令別表第二の三第二号の二(32)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七四類（第七四・〇一項及び第七四一九・八〇号を除く。）に該当するものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

第百二十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(34)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七六類（第七六〇七・一九号、第七六一五・一〇号及び第七六一六・九九号を除く。）に該当するものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

第百二十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(38)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八一・〇一項、第八一・〇二項、第八一〇四・三〇号、第八一・〇五項、第八一・〇九項、第八一一一・〇〇号、第八一一二・二一号、第八一一二・二三号、第八一一二・四一号及び第八一一二・四九号に該当するものとする。

第百二十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(39)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第八二〇二・二〇号、第八二〇二・四〇号及び第八二〇二・九一号に該当するもの

二　関税率表第八二〇三・三〇号、第八二〇三・四〇号、第八二・〇四項（第八二〇四・一一号を除く。）、第八二〇五・五九号及び第八二・〇七項に該当するもの

三～五　（略）

六　関税率表第八三〇二・二〇号、第八三〇二・三〇号、第八三〇二・五〇号及び第八三〇二・六〇号に該当するもの

七・八　（略）

（新設）

十～十三　（略）

（新設）

第百二十条　輸出令別表第二の三第二号の二(32)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第七四・〇七項、第七四・〇八項及び第七四・〇九項に該当するもの

二　関税率表第七四・一一項、第七四・一二項及び第七四・一三項に該当するもの

三　関税率表第七四一五・二一号に該当するもの

第百二十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(34)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第七六・〇五項及び第七六・〇六項に該当するもの

二　関税率表第七六〇七・二〇号に該当するもの

三　関税率表第七六・〇八項及び第七六・〇九項に該当するもの

四　関税率表第七六・一〇項に該当するもの

五　関税率表第七六・一一項に該当するもの

六　関税率表第七六・一二項に該当するもの

七　関税率表第七六・一三項に該当するもの

八　関税率表第七六一六・一〇号に該当するもの

第百二十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(38)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八一〇一・一〇号、第八一・〇二項、第八一〇五・九〇号、第八一・〇九項、第八一一一・〇〇号、第八一一二・四一号及び第八一一二・四九号に該当するものとする。

第百二十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(39)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第八二〇二・二〇号に該当するもの

二　関税率表第八二〇五・五九号及び第八二・〇七項に該当するもの

三～五　（略）

六　関税率表第八三〇二・三〇号に該当するもの

七・八　（略）